

富里市国民健康保険税減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富里市国民健康保険税条例（昭和43年条例第13号。以下「条例」という。）第27条の規定による国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(減免対象)

第2条 市長は、保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する被保険者（以下「納税義務者等」という。）が、次条に規定する減免事由に該当する場合で、第9条に規定する現状等の調査により総合的に判断し保険税の納付が著しく困難であると認められるときは、その世帯の納税義務者等の申請により保険税を減免することができる。

(減免事由)

第3条 条例第27条第1項第1号に規定する災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者とは、納税義務者等が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 震災、風水害、落雷、火災（その原因が納税義務者等の故意によるものを除く。）その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により、納税義務者等の所有する土地、家屋、家財等に甚大な損害を受けた場合
- (2) 災害により、納税義務者等が死亡し、又は障害者となった場合
- (3) 災害により、農作物等に著しい被害を受けた場合（納税義務者等の農業所得以外の所得が400万円を超える場合を除く。）
- (4) 解雇、倒産等による失業（条例第24条の2に規定する特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例の対象となる場合を除く。）、事業における著しい損失、休業、廃業等又は疾病、負傷等による長期に渡る就労不能等その他これらに類する理由により、その年の所得が前年に比して著しく減少する見込みの場合
- (5) 盗難、横領等により、納税義務者等の所有する財産に甚大な損害を受けた場合
- (6) 貧困その他の事由により、生活が著しく困窮している場合
- (7) 少年院、刑務所その他これらに準ずる施設に入所又は拘禁されている場合等で国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条各号のいずれかに該当することにより、給付制限を受ける場合
- (8) その他市長が特に減免の必要があると認めた場合

(減免割合)

第4条 前条に規定する減免事由に該当する場合の減免割合は、別表のとおりとする。ただし、前条第1号、第2号及び第7号に該当する場合を除き、保険税の担税力を著しく喪失していると認められる場合に限る。

(減免額の端数計算)

第5条 前条の規定により算出した減免する額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(減免事由の競合)

第6条 納税義務者等が第3条各号に規定する減免事由について2以上に該当するときは、いずれか減免割合の大きい減免事由を適用するものとする。

(年度中途において減免する場合の減免の範囲及び減免額の算定方法)

第7条 保険税を年度の中途において減免する場合は、減免対象保険税額(第3条各号の規定に該当することとなった日以後に到来する納期に係る減免対象となる保険税の額をいう。)に減免割合を乗じて得た額の範囲内で減免するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第7号に該当することとなった場合は、該当することとなった日の属する年度の減免事由の生じた日の属する月から減免事由の消滅した日の属する月の前月までの当該被保険者に対する保険税額について減免するものとする。

(減免申請書の提出)

第8条 第3条の規定により保険税の減免を受けようとする者は、富里市国民健康保険税条例施行規則(昭和54年規則第1号。以下「規則」という。)

第5条第1項に規定する国民健康保険税減免申請書(以下「減免申請書」という。)に必要事項を記載し、次の各号の必要書類等を添付して、条例第27条第2項に定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 収入・無収入申告書
- (2) 資産申告書
- (3) 資産等調査に関する同意書
- (4) 公的機関が発行する災害、盗難等が確認できる書類
- (5) 確定申告書、住民税申告書
- (6) 給与証明書等
- (7) 診断書等
- (8) その他市長が必要とする書類

(減免の適否の決定等)

第9条 市長は、前条の減免申請書が提出されたときは、速やかに当該申請者

の現状等を調査したうえで、保険税を減免することが適当であるか否かを決定し、規則第5条第2項に規定する国民健康保険税減免（不承認）決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（申告の義務）

第10条 前条の規定により保険税の減免を受けた者は、資力の回復等により減免事由が消滅したときは、条例第27条第3項の規定に基づき、速やかに規則第5条第3項に規定する国民健康保険税減免事由消滅申告書により市長に申告しなければならない。

（減免の変更等）

第11条 市長は、保険税の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当することにより、減免の変更若しくは減免の必要がなくなつたと認められるときは、規則第5条第4項に規定する国民健康保険税減免変更（取消）通知書により通知するものとする。

- (1) 条例第27条第3項の規定により、減免の必要がなくなつたとき
- (2) 資力の回復、その他事情の変化により、減免することが不相当と認められるとき
- (3) 虚偽の申請、その他不正行為により、減免の措置を受けたと認められるとき

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。